

本年分で差し引く繰越損失額がある方の記載例

申告をする必要のある所得が事業所得のみの方で、本年分の所得金額から前年分までに引ききれなかった損失額が引きされる場合

【第一表】

※ この記載例の申告書は、パソコンを利用して「確定申告書等作成コーナー」で作成したものです。

手順1
5ページ
参照

種類欄の該当する項目の文字を○で囲みます。(5ページ参照)

手順2
6ページ
参照

手順3
11ページ
参照

マイナンバー(個人番号)を記入する必要があります。

明治・「1」
大正・「2」
昭和・「3」
平成・「4」

手順4
19ページ
参照

○黒字の場合…
100円未満の端数を切り捨てた金額(黒字の金額が100円未満の場合は「0」)を記入します。

○赤字の場合…
金額の頭に「△」又は「-」をつけてそのままの金額を記入します。

手順5
23ページ
参照

該当する事項がある方のみ記入します。

必ず記入します。

FA0123

30年2月16日 平成29年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

住所 XXX-XXXX
フリガナ コクセイ タロウ
氏名 国税 太郎
生年月日 3/49/11/16
電話番号 XX-XXXX-XXXX

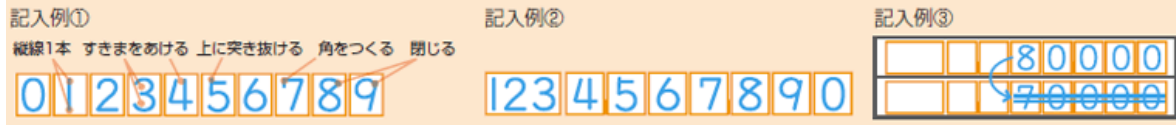
収入金額等	種類	金額	税	計	算	の	他
事業等	⑦	36542800	課税される所得金額	②⑥	2355000		
農業	④		上の②に対する税額又は第三表の②	②⑦	138000		
不動産	⑤		配当控除	②⑧			
利子	⑥		区分	②⑨			
配当	⑦		政党等寄付金等特別控除	②⑩			
給与	⑧		住民税非課税特別控除	②⑪			
雑	⑨		災害減免額	②⑫			
公的年金等	⑩		復興特別所得税額	②⑬	2898		
その他	⑪		所得税及び復興特別所得税の合計額	②⑭	140898		
短期	⑫		所得税等給与(控除)額の合計額	②⑮	140800		
長期	⑬		青色申告特別控除額	②⑯	650000		
一時	⑭		所得税等給与(控除)額の合計額	②⑰	1200000		
所得金額			所得税等給与(控除)額の合計額	②⑱	140800		
事業等	①	4899127	所得税等給与(控除)額の合計額	②⑲	140800		
農業	②		所得税等給与(控除)額の合計額	②⑳	140800		
不動産	③		所得税等給与(控除)額の合計額	②㉑	140800		
利子	④		所得税等給与(控除)額の合計額	②㉒	140800		
配当	⑤		所得税等給与(控除)額の合計額	②㉓	140800		
給与	⑥		所得税等給与(控除)額の合計額	②㉔	140800		
雑	⑦		所得税等給与(控除)額の合計額	②㉕	140800		
合計	⑧	3939127	所得税等給与(控除)額の合計額	②㉖	140800		
所得から差し引かれる金額			所得税等給与(控除)額の合計額	②㉗	140800		
雑損控除	⑩		所得税等給与(控除)額の合計額	②㉘	140800		
医療費控除	⑪		所得税等給与(控除)額の合計額	②㉙	140800		
社会保険料控除	⑫	511620	所得税等給与(控除)額の合計額	②㉚	140800		
生命保険料控除	⑬	50000	所得税等給与(控除)額の合計額	②㉛	140800		
地震保険料控除	⑭	12000	所得税等給与(控除)額の合計額	②㉜	140800		
寄附金控除	⑮		所得税等給与(控除)額の合計額	②㉝	140800		
寡婦、寡夫控除	⑯	0000	所得税等給与(控除)額の合計額	②㉞	140800		
勤労学生、障害者控除	⑰	0000	所得税等給与(控除)額の合計額	②㉟	140800		
配偶者特別控除	⑱	0000	所得税等給与(控除)額の合計額	②㊱	140800		
扶養控除	㉑	630000	所得税等給与(控除)額の合計額	②㊲	140800		
基礎控除	㉒	380000	所得税等給与(控除)額の合計額	②㊳	140800		
合計	㉓	1583620	所得税等給与(控除)額の合計額	②㊴	140800		

本年分で差し引く繰越損失額 960000

○ 記載手順については、この記載例で示している「平成29年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の該当ページを参照してください。

- ◎ 申告書は複写式になっています。申告書第一表と第二表を折りたたんだまま記入せず、広げるか、中央のミシン線で切り離してから、黒いインクのボールペンで、強く記入します。
- ◎ 2枚目は複写式の控えになっていますが、取り外して使用しても差し支えありません。申告書を提出するときは、2枚目は取り外してください。

- マス目に数字を記入する場合は、記入例①にならって、マス目の中に丁寧に記入してください。
- 1億円以上の金額がある場合は、記入例②にならって記入してください。
- 訂正する場合は、記入例③にならって、訂正する文字を二重線で抹消し、上の欄などの余白に適宜記入してください。



【第二表】

(損失額に関する事項)
本年分で差し引く繰越損失額 960,000円

※ 記載例中における社会保険料の金額は、実際金額とは異なります。

手順1
5ページ
参照

平成29年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

住所 ○○市△△町X-X X-X
 住居フリ氏名 ○○商店
 コクゼイ タロウ
 国税 太郎

○所得の内訳(所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

所得の種類	種目・所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称	収入金額	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
		円	円

○雑所得(公的年金等以外)・総合課税の配当所得・譲渡所得・一時所得に関する事項

所得の種類	種目・所得の生ずる場所	収入金額	必要経費等	差引金額
		円	円	円

○特別適用条文等

手順2
6ページ
参照

○事業専従者に関する事項

事業専従者の氏名	個人番号	続柄	生年月日	従事月数・程度・仕事の内容	専従者給与(控除)額
国税 良子	XXXXXXXXXXXXXX	妻	明・大 49.7.20	12月	1,200,000

手順6
24ページ
参照

○住民税・事業税に関する事項

扶養親族の氏名	個人番号	続柄	生年月日	別居の場合の住所	寄附金税額控除
国税 二郎	XXXXXXXXXXXXXX	子	平 21.06.01		

FA0077

○所得から差し引かれる金額に関する事項

損引の事由	損引年月日	損引を受けた資産の種類など	損引金額
(10) 雑損控除			
(11) 支払医療費等		保険金などで補填される金額	
(12) 社会保険料控除		社会保険の種類	支払保険料
国民健康保険	125,400	国民年金	386,220
合計	511,620	合計	
(14) 新生命保険料の計		旧生命保険料の計	268,000円
個人生命保険料の計		旧個人生命保険料の計	
介護保険料の計			
(15) 地震保険料の計	12,000	旧長期損害保険料の計	
(16) 寄附先の所在地・名称		寄附金	
(17) 寄附先		寄附金	
(18) 配偶者(専夫)控除		勤労学生控除	
<input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 生死不明 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 未婚		学校名	
(19) 氏名			
(20) 配偶者の氏名		生年月日	
明・大 昭・平			
(21) 配偶者控除 <input type="checkbox"/>		配偶者特別控除 <input type="checkbox"/>	
(22) 扶養控除額の合計			63万円
(23) 扶養控除対象者の氏名		続柄	生年月日
国税 一郎		子	明・大 10.3.10
(24) 扶養控除			
個人番号			
XXXXXXXXXXXXXX			
(25) 専従者控除			
個人番号			
(26) 専従者控除			
個人番号			
(27) 専従者控除			
個人番号			
(28) 専従者控除			
個人番号			
(29) 専従者控除			
個人番号			
(30) 専従者控除			
個人番号			

手順3
11ページ
参照

控除対象配偶者や扶養親族、事業専従者などのマイナンバー(個人番号)も記入する必要があります。

【ご注意】

◎ 事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行っている方は、総収入金額及び必要経費の内訳を記載した「青色申告決算書」や「収支内訳書」を申告書と一緒に提出しなければなりません。

【参考】青色申告決算書（一般用）

※ この記載例の決算書は、パソコンを利用して「確定申告書等作成コーナー」で作成したものです。

FA0203

平成29年分所得税青色申告決算書（一般用）

住所	〇〇市△△町X-X-X-X	フリガナ	コクセイ タロウ	事務所所在地	
事業所所在地	□□町X-X町X-X-X	氏名	国 税 太 郎	氏名(名称)	
業種名	〇〇事業	電話番号		電話番号	
	屋号	〇〇商店	加入団体名	〇〇青色申告会	

平成30年 2月16日

損益計算書 (自 1月 1日 至 12月 31日)

提出用	科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)
提出用 (平成二十五年度以降)	売上(収入)金額 (雑収入を含む)	36,542,800	消耗品費	15,123,300	貸倒引当金	9,836,300
	期首商品(製品)類	5,057,425	減価償却費	9,242,650		
	売上仕入金額(製品製造)	26,249,120	福利厚生費	1,091,000		
	小計(②+③)	31,306,545	給料費	17,520,000	計	9,836,300
	期末商品(製品)類	6,090,045	外注工費		専従者給与	1,200,000
	差引原価(④-⑤)	25,216,500	利子割引料	3,759,300	貸倒引当金	1,587,771
	差引金額(①-⑥)	11,326,300	地代家賃	1,320,000		
			貸倒金	8,270,000	計	1,358,771
	租税公課	1,395,000			青色申告特別控除の所得金額 (⑧+⑨+⑩)	5,549,127
	荷造運賃	785,200			青色申告特別控除額	6,500,000
	水道光熱費	1,948,920			所得金額 (⑦-⑪)	4,899,127
	旅費交通費	805,400				
	通信費	1,368,210				
	広告宣伝費	1,187,000				
	接待交際費	1,561,310				
損害保険料	4,220,000					
修繕費	8,280,000					
				雑 費	2,977,770	
				計	4,516,765	
				差引金額 (⑦-⑫)	6,809,535	

※ 青色申告特別控除額は、次により記入してください。

- 65万円の青色申告特別控除……不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営む青色申告者（現金主義によることを選択している方を除きます。）で、これらの所得の金額に係る取引を正規の簿記（一般的には複式簿記）の原則に従って記帳している方は、その記帳に基づいて作成した貸借対照表を損益計算書とともに期限内に提出する確定申告書に添付する場合には、これらの所得を通じて最高65万円を控除することができます。

控除額は、この控除額を差し引き前の事業所得（社会保険診療報酬の所得計算の特例（租税特別措置法第26条）の適用を受けた所得は除きます。）の黒字の金額と不動産所得の黒字の金額の合計額が、

- 65万円以下である場合は…これらの黒字の金額の合計額
- 65万円を超える場合は…65万円

※ 事業として行われない不動産の貸付けによる不動産所得については、他に事業所得のある場合を除き、65万円の青色申告特別控除は適用されません。

- 10万円の青色申告特別控除……(1)の控除をうける青色申告者以外の青色申告者（(1)の控除を受けないことを選択した青色申告者を含みます。）は、不動産所得、事業所得及び山林所得を通じて最高10万円を控除することができます。

控除額は、この控除額を差し引く前の事業所得（社会保険診療報酬の所得計算の特例（租税特別措置法第26条）の適用を受けた所得は除きます。）の黒字の金額と不動産所得の黒字の金額、山林所得の黒字の金額の合計額が、

- 10万円以下である場合は…これらの黒字の金額の合計額
- 10万円を超える場合は…10万円

※ この記載例における青色申告者の貸借対照表の掲載は省略しています。